

佐賀県縁カウンターさが事業  
(出会い応援隊・出会い結婚応援企業募集等) 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県が、株式会社佐賀広告センター(以下「佐賀広告センター」という。)に委託して行う「縁カウンターさが事業」のうち「出会い応援隊」及び「出会い結婚応援企業」の募集等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 当事業は、少子化の一因である晩婚化・未婚化に対する取組として、独身者に出会いの機会を提供し結婚のきっかけづくりを行うとともに、社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目的とする。

(センターの設置)

第3条 佐賀広告センターは「さが出会いサポートセンター」(以下「センター」という。)を開設し、事業を実施する。

(定義)

第4条 この要綱において、「出会い応援隊」とは、第6条第5項に基づき登録証の交付を受けて、独身者の出会いの場となるパーティー、食事会、旅行、体験活動、マナーアップ講座等のイベント(以下、「出会いイベント」という。)の企画・実施を行う者をいう。

2 この要綱において、「出会い結婚応援企業」とは、第13条第4項に基づき「出会い結婚応援企業証」の交付を受けて、出会い結婚応援メッセージの発出及び従業員等の出会いや結婚の応援を実施する者をいう。

3 この要綱において、「メールマガジン」とは、九州・山口各県が共同利用する「九州・山口地域あかい糸めーる」のことをいう。

(出会い応援隊・出会い結婚応援企業の対象者)

第5条 佐賀県内の市町、佐賀県内に事務所又は事業所等がある法人及び団体等で次の各号に該当しない者、若しくは佐賀県内で活動する法人及び団体等で次の各号に該当しない者(以下、「団体等」という。)は、出会い応援隊になることができる。

- 一 宗教法人(団体)及び政治団体
- 二 県が適切でないと認めた団体等

2 佐賀県内に事務所又は事業所等がある法人及び団体等で前項の各号に該当しない者は、出会い結婚応援企業になることができる

3 佐賀県暴力団排除条例に基づき、前二項に定める団体等の自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は次の二から七に掲げる者が、その経営に実質的に関与しているときは、前二項に関わらず、出会い応援隊及び出会い結婚応援

企業になることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 四 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 五 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 六 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（出会い応援隊の登録）

- 第6条 出会い応援隊になろうとする者は、センターに対し「出会い応援隊登録申込書」（様式第1号）を提出するものとする。
- 2 センターは、書類審査等により登録申込みの内容を審査し、出会い応援隊として適当であると認めるときは登録を行うこととする。
  - 3 佐賀県は、必要があると認めるときは、登録申込者が第5条第3項に該当する者であるかについて警察本部に照会することができる。
  - 4 センターは、出会い応援隊に登録したときは、登録証を交付するものとする。
  - 5 登録に際し、センターへの登録料・手数料等の料金は要しない。
  - 6 登録証の有効期間は、交付した日から年度末までとする。ただし、登録証の有効期間が満了した出会い応援隊については、第1項から第4項にかかわらず、センターが別途意向を確認の上、登録を継続できるものとする。
  - 7 センターの指導に従わない、他の出会い応援隊に対する迷惑行為、社会的信用を損なう行為を行うなど、不適切な行為があった出会い応援隊については、登録を取り消すことができる。
  - 8 出会い応援隊は、法人及び団体名、代表者名、連絡先などの登録内容に変更が生じた場合は、事務局に変更内容を連絡しなければならない。
  - 9 出会い応援隊は、登録を辞退する場合は、事務局に連絡するとともに、速やかに登録証を返還しなければならない。

（出会い応援隊の情報提供）

第7条 センターは、出会い応援隊の同意を得て、当該出会い応援隊の団体名、代表者及び担当者氏名等の情報を他の出会い応援隊に提供することができる。

（出会いイベントの実施）

第8条 出会い応援隊は、センターの指導、助言を受け出会いイベントを実施する。

- 2 出会い応援隊は、出会いイベントの実施に当たり、次のことを遵守しなければならない。
  - 一 出会いイベントを実施する経費については、佐賀県及びセンターは助成しないため、出会い応援隊が負担すること
  - 二 出会いイベントの実施に際し、参加者から参加料を徴収する場合は、当事業の趣旨を踏まえ、適正な水準の参加料を設定すること
  - 三 出会いイベントの内容は、参加者が安心して参加できるものとし、公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でない認められる内容を含まないこと
  - 四 特定の商品の販売、販売の斡旋又は当事業以外の業務への勧誘など、当事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと
  - 五 出会いイベントを安全に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上の必要な配慮や、出会いイベントの企画実施に当たって必要な周辺環境等への配慮など、事故防止に万全を期すこと
  - 六 イベントを開催するにあたっては、関係する法令を遵守すること
  - 七 出会いイベントに関する参加者からの苦情等については、責任と誠意を持って対応すること
  - 八 イベント参加者がストーカー行為等の犯罪行為、あるいは相手の意思に反して個人情報を開き出すなどの行為を行わないよう徹底すること。
  - 九 アルコールを提供する場合は、事前及び当日に、飲酒運転をしないよう厳重に注意喚起すること。
- 3 センター及び出会い応援隊は、主催する出会いイベントの情報を「子育てし大県“さが”プロジェクト」ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という）の「出会い・結婚ページ」に掲載することができる。
- 4 イベント情報の掲載を希望する出会い応援隊は、ポータルサイトのイベント主催者専用ページのイベント掲載フォームに、実施するイベントの内容を入力する。専用フォームの利用ができない場合は、「出会いイベント実施計画書」（様式第2号）をセンターへ提出する。センターは、依頼があったイベント掲載内容を事前審査し、適当であると認めるときは3営業日をめどにイベント情報の公開・更新をするものとする。ただし、イベント情報の掲載はひと月に10回を上限とする。
- 5 出会い応援隊は、出会いイベント終了後、2週間以内に「出会いイベント実施報告書」（様式第3号）により実施状況をセンターに報告することとする。

（個人情報の適正な取扱い）

- 第9条 出会い応援隊は、当事業の実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に取り扱わなければならない。出会い応援隊でなくなった後においても同様とする。
- 2 出会いイベントへの申込者や参加者の個人情報は、出会い応援隊の責任の下、厳重に管理することとし、他の目的に利用してはならない。ただし、イベントの申込者や参加

者から承認をとった場合は、その範囲において使用することができる。

- 3 出会い応援隊は、参加者の個人情報の問い合わせには、事前事後を問わず応じないこと。
- 4 出会い応援隊は、参加者間の個人情報の交換は、個人間の自己責任において行わせること。

#### (出会いイベントへの参加の制限)

第10条 出会い応援隊は、独身者が出会いイベントへの参加を希望する場合であっても、次の各号に該当する場合は出会いイベントへの参加を制限することができるものとする。

- 一 センターの指導に従わない場合
- 二 出会い応援隊に対する迷惑行為が認められる場合
- 三 本事業の社会的信用を失墜させる行為を行う又はその恐れがあるなど、不適切な行為が認められる場合

#### (出会い応援隊登録の取消)

第11条 次の各号に該当する場合は、センターは、出会い応援隊登録を取り消し、その旨を通知するものとする。

- 一 本要綱に反する行為があったと認められる場合
  - 二 センターの指導に従わない、他の出会い応援隊に対する迷惑行為、社会的信用を損なう恐れがあるなど、出会い応援隊として不適切な行為があったと認められる場合
- 2 センターは、登録取消を行ったときは、情状に応じて期間を定め、出会い応援隊の再登録を認めないことができるものとする。
- 3 出会い応援隊は登録取消を受けた場合、速やかに登録証を返還しなければならない。

#### (メールマガジン)

第12条 出会い応援隊は、次の各号に該当する出会いイベント情報をメールマガジンで配信することが出来る。

- 一 第8条第4項の規定によりポータルサイトへの掲載が認められた出会いイベント情報
  - 二 前号に該当するものうち、参加人数や参加費について男女差がないもの。但し、参加人数の男女差については、合理的な理由がある場合は配信を認めることができる。
- 2 メールマガジンの配信を希望する出会い応援隊は、「メルマガ配信依頼書」(様式第4号)をセンターへ提出する。センターは、依頼があった配信内容を事前審査し、適当であると認めるときは配信を行うものとする。
- 3 メールマガジンによる出会いイベント情報の受信を希望する者は、九州・山口地域あかい糸めーる配信事務局に対し、次に掲げる項目を登録するものとする。なお、受信を希望する情報の範囲は、山口県、沖縄県を含む九州各県のうち、全ての県を選択することも、個別の県(複数県も可)を選択することも可能である。

- 一 受診を希望するメールアドレス
  - 二 性別
  - 三 生まれた年
  - 四 住んでいる地域（県別）
  - 五 希望する配信元（県別）
  - 六 メール受信時間帯（3時間間隔で選択制）
- 4 前項の登録は、九州・山口地域あかい糸めーる配信事務局が運営するホームページを通じ行うこととし、同ホームページに記載する注意事項に留意しなければならない。

（出会い結婚応援企業の登録）

第13条 出会い結婚応援企業になろうとする者は、県が別に定める「佐賀県出会い結婚応援ガイドライン」に留意したうえ、センターに対し「出会い結婚応援企業登録申込書」（様式第5号）を提出するものとする。

- 2 センターは、登録申込みの内容を確認し、適当であると認めたときは登録を行うものとする。
- 3 佐賀県は、必要があると認めるときは、登録申込者が第5条第3項に該当する者であるかについて警察本部に照会することができる。
- 4 センターは、出会い結婚応援企業の登録を行ったときは、「出会い結婚応援企業証」に申込み内容を記載して送付するとともに、センターが運営するホームページに、出会い結婚応援企業の情報を掲載するものとする。
- 5 前項の「出会い結婚応援企業証」を受領した出会い結婚応援企業の代表者は、当該証に記名の上、自事業所内に掲示する等の方法により、出会い結婚応援企業であることを明示するものとする。
- 6 登録及びホームページへの掲載に際し、センターへの登録料・手数料等の料金は要しない。
- 7 センターの指導に従わない、社会的信用を損なう行為を行うなど、不適切な行為があった出会い結婚応援企業については、登録を取り消すことができる。
- 8 出会い結婚応援企業は、法人及び団体名、代表者名、連絡先などの登録内容に変更が生じた場合は、事務局に変更内容を連絡しなければならない。
- 9 出会い結婚応援企業は、登録を辞退する場合は、事務局に連絡するとともに、速やかに「出会い結婚応援企業証」を返還しなければならない。

（出会い結婚応援企業の取消）

第14条 次の各号に該当する場合は、センターは、出会い結婚応援企業登録を取り消し、その旨を通知するものとする。

- 一 本要綱に反する行為があったと認められる場合
- 二 センターの指導に従わない、社会的信用を損なう恐れがあるなど、出会い結婚応援企業として不適切な行為があったと認められる場合

- 2 センターは、登録取消を行ったときは、情状に応じて期間を定め、出会い結婚応援企業の再登録を認めないことができるものとする。
- 3 出会い結婚応援企業は登録取消を受けた場合、速やかに「出会い結婚応援企業証」を返還しなければならない。

(センターの事務)

第15条 センターは、他に規定するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 出会い応援隊及び出会い結婚応援企業の募集、審査、登録
- 二 メールマガジン会員の募集、登録
- 三 出会い応援隊への指導、助言、支援
- 四 主催出会いイベントの開催
- 五 ポータルサイトに掲載する出会いイベント情報の管理
- 六 メールマガジンによる出会いイベント情報の発信
- 七 出会い結婚応援企業の研修会及び交流会の実施
- 八 その他本事業の実施に関し必要な事項

第16条 この要綱を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

第1条 この要綱は、平成28年9月28日から施行する。

附則

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

第1条 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

第1条 この要綱は、令和7年3月14日から施行する。